

編輯部・宣傳部・出版部・調査部・青年部・婦人部・海部(船大衆黨支部) (船口支部)

第十二條 本會は左の役員を置く

一、會長 二、副會長 三、書記 四、常務委員 五、監事 六、會計 七、庶務 八、文書 九、庶務 十、庶務 十一、庶務 十二、庶務

第十三條 會は左の役員を置く

第十四條 會は左の役員を置く

第十五條 會は左の役員を置く

第十六條 會は左の役員を置く

第十七條 會は左の役員を置く

第十八條 各部は左の役員を置く

第十九條 會は左の役員を置く

第二十條 本會は左の役員を置く

第二十一條 會は左の役員を置く

第二十二條 會は左の役員を置く

第二十三條 會は左の役員を置く

第二十四條 會は左の役員を置く

第二十五條 會は左の役員を置く

第二十六條 會は左の役員を置く

第二十七條 會は左の役員を置く

第二十八條 會は左の役員を置く

第二十九條 會は左の役員を置く

第三十條 會は左の役員を置く

第三十一條 會は左の役員を置く

第三十二條 會は左の役員を置く

第三十三條 會は左の役員を置く

第三十四條 會は左の役員を置く

第三十五條 會は左の役員を置く

第三十六條 會は左の役員を置く

第三十七條 會は左の役員を置く

第三十八條 會は左の役員を置く

第三十九條 會は左の役員を置く

細則

第十三條 本規約は昭和五年より効力を発生す。
第十四條 本規約は本會に於て三分の二以上の賛成を得たるに非ざれば變更する事を得ず。

三、全國大衆黨支部規約半則

第一章 總則

第一條 本支部は全國大衆黨の支部として組織せしむるに依る。
第二條 本支部は黨の綱領、政綱及決議の實現を地とするを以て目的とする。
第三條 本支部は〇(市)町(庄)に居住する者より組織す。
第四條 本支部は組織・宣傳・團圓・地方政治運動等の職、必經なる部門を司るべきを要す。
第五條 本支部は必數の職員を置き、並に之を置く。
第六條 支部の組織及決定事項はすべて支部大會に於て決議すべし。
第七條 本黨に加入せんとする者は本規約第四十二條の規定に従ひ所定の記入をなし、黨費を納入し支部に申請す。

第二章 入黨及除黨

第八條 本支部は前條の申込をりたる者より支部大會の上で之を承認して本部に報告するものとする。黨費たるの資格は前條の申込に對し中央執行委員會の承認を要するものとする。
第九條 本支部は前條の申込をりたる者より支部大會の上で之を承認して本部に報告するものとする。黨費たるの資格は前條の申込に對し中央執行委員會の承認を要するものとする。

第三章 會計

第十條 支部は左の役員を置く
第十一條 支部は左の役員を置く
第十二條 支部は左の役員を置く
第十三條 支部は左の役員を置く
第十四條 支部は左の役員を置く
第十五條 支部は左の役員を置く
第十六條 支部は左の役員を置く
第十七條 支部は左の役員を置く
第十八條 支部は左の役員を置く
第十九條 支部は左の役員を置く
第二十條 支部は左の役員を置く
第二十一條 支部は左の役員を置く
第二十二條 支部は左の役員を置く
第二十三條 支部は左の役員を置く
第二十四條 支部は左の役員を置く
第二十五條 支部は左の役員を置く
第二十六條 支部は左の役員を置く
第二十七條 支部は左の役員を置く
第二十八條 支部は左の役員を置く
第二十九條 支部は左の役員を置く
第三十條 支部は左の役員を置く
第三十一條 支部は左の役員を置く
第三十二條 支部は左の役員を置く
第三十三條 支部は左の役員を置く
第三十四條 支部は左の役員を置く
第三十五條 支部は左の役員を置く
第三十六條 支部は左の役員を置く
第三十七條 支部は左の役員を置く
第三十八條 支部は左の役員を置く
第三十九條 支部は左の役員を置く
第四十條 支部は左の役員を置く
第四十一條 支部は左の役員を置く
第四十二條 支部は左の役員を置く
第四十三條 支部は左の役員を置く
第四十四條 支部は左の役員を置く
第四十五條 支部は左の役員を置く
第四十六條 支部は左の役員を置く
第四十七條 支部は左の役員を置く
第四十八條 支部は左の役員を置く
第四十九條 支部は左の役員を置く
第五十條 支部は左の役員を置く
第五十一條 支部は左の役員を置く
第五十二條 支部は左の役員を置く
第五十三條 支部は左の役員を置く
第五十四條 支部は左の役員を置く
第五十五條 支部は左の役員を置く
第五十六條 支部は左の役員を置く
第五十七條 支部は左の役員を置く
第五十八條 支部は左の役員を置く
第五十九條 支部は左の役員を置く
第六十條 支部は左の役員を置く
第六十一條 支部は左の役員を置く
第六十二條 支部は左の役員を置く
第六十三條 支部は左の役員を置く
第六十四條 支部は左の役員を置く
第六十五條 支部は左の役員を置く
第六十六條 支部は左の役員を置く
第六十七條 支部は左の役員を置く
第六十八條 支部は左の役員を置く
第六十九條 支部は左の役員を置く
第七十條 支部は左の役員を置く
第七十一條 支部は左の役員を置く
第七十二條 支部は左の役員を置く
第七十三條 支部は左の役員を置く
第七十四條 支部は左の役員を置く
第七十五條 支部は左の役員を置く
第七十六條 支部は左の役員を置く
第七十七條 支部は左の役員を置く
第七十八條 支部は左の役員を置く
第七十九條 支部は左の役員を置く
第八十條 支部は左の役員を置く
第八十一條 支部は左の役員を置く
第八十二條 支部は左の役員を置く
第八十三條 支部は左の役員を置く
第八十四條 支部は左の役員を置く
第八十五條 支部は左の役員を置く
第八十六條 支部は左の役員を置く
第八十七條 支部は左の役員を置く
第八十八條 支部は左の役員を置く
第八十九條 支部は左の役員を置く
第九十條 支部は左の役員を置く
第九十一條 支部は左の役員を置く
第九十二條 支部は左の役員を置く
第九十三條 支部は左の役員を置く
第九十四條 支部は左の役員を置く
第九十五條 支部は左の役員を置く
第九十六條 支部は左の役員を置く
第九十七條 支部は左の役員を置く
第九十八條 支部は左の役員を置く
第九十九條 支部は左の役員を置く
第一百條 支部は左の役員を置く

第四章 附則

第九條 本規約は總會に於て三分の二以上の賛成を得たるに非れば變更する事を得ず。
第十條 支部分會(班)規約總則)

第一條 本會は全國大衆黨・支部・分會(班)と稱し事務を司るに依る。
第二條 本會は全國大衆黨 ― 支部の統制を受けるものとする。
第三條 本會は支部の組織化、黨員の教化、勸員の勵に依る。
第四條 本會は分會第一、分會幹事若干、分會二、三を置く。